

## 令和8年度カワウ広域管理捕獲実施事業委託業務 業務説明書

### 1 業務名

令和8年度カワウ広域管理捕獲実施事業委託業務

### 2 業務目的

竹生島の植生被害および琵琶湖の漁業被害の減少を図るため、カワウの生息・営巣状況を注視しながら、銃器によるカワウの個体数調整を行う。

### 3 実施期間

令和8年5月29日（予定）から令和9年3月17日まで

### 4 実施区域

竹生島エリア（竹生島（長浜市早崎町）、葛籠尾崎（長浜市西浅井町菅浦、長浜市湖北町延勝寺、長浜市高月町片山）、奥の洲（長浜市湖北町延勝寺））および伊崎半島（近江八幡市沖島町）その他カワウの個体数調整および営巣妨害が必要とされる場所

### 5 業務内容

本業務は、特記仕様書のほか、別に定める「鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」に基づき実施するものとする。なお、共通仕様書との差異がある場合は、特記仕様書を優先する。

#### (1) カワウの捕獲、回収および処分

カワウのコロニー（営巣地）である竹生島および伊崎半島において、銃器によりカワウの捕獲、回収および処分を行う。

なお、竹生島ではカワウの生息密度を島北部は高く、島南部は低くなるよう、捕獲に努めるものとする。

#### (2) 捕獲実施日数・期間

以下の期間において計15日間程度、捕獲事業を行う。

竹生島エリア 契約の日から令和8年8月までの間で14日間程度

伊崎半島 契約の日から令和8年8月までの間で1日間程度

注1 竹生島エリアでの捕獲最終日は、回収船での半矢個体対策を中心とする。

注2 カワウの生息状況により、竹生島エリアと伊崎半島の実施日数を調整することがある。

#### (3) 捕獲目標

捕獲目標は7,790羽とするが、目標羽数に達してもなお生息密度が高いと認められる場合には、委託者と協議の上、捕獲を継続する。

なお、目標羽数は管理計画上の目標数値であり、委託契約の条件ではないが、目標達成に向けて努力するものとする。ただし、本業務の目的を理解し、県内全域におけるカワウ被害低減に最適な捕獲を行うこととする。

#### (4) 使用する銃器

高性能エアライフルとする。

注1 事業を実施する期間は育雛期であることからカワウの営巣状況を勘案したうえ、発射音の小さいエアライフルを使用する。

注2 散弾銃の使用は回収船での発砲のみとし、半矢対策での必要最低限とする。ただし、カワウの繁殖段階によっては、委託者と協議のうえ、散弾銃による捕獲を行うこととする。

(5) 使用する銃弾

銃弾については非鉛弾を使用することとする。

(6) カワウ個体情報等の収集

カワウの捕獲を実施する際は、以下の情報等を収集する。

- ① 捕獲個体の情報（成鳥・幼鳥・ヒナ別の数）
- ② 回収個体の情報（成鳥・幼鳥・ヒナ別および性別、重量）
- ③ 射手人数、使用弾数の情報

(7) その他

竹生島内で実施する事業において、安全管理および効率的な捕獲のため、事業初期において管理歩道の草刈を実施する。

## 6 業務計画の提出

業務着手前に次の事項について記載した業務計画書を提出することとする。

- (1) 業務工程表
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可申請に必要な従事者名簿
- (3) 安全管理について
- (4) 緊急時の体制および対応について

## 7 報告書の提出

委託業務の報告書は、次のとおり取りまとめて提出する。

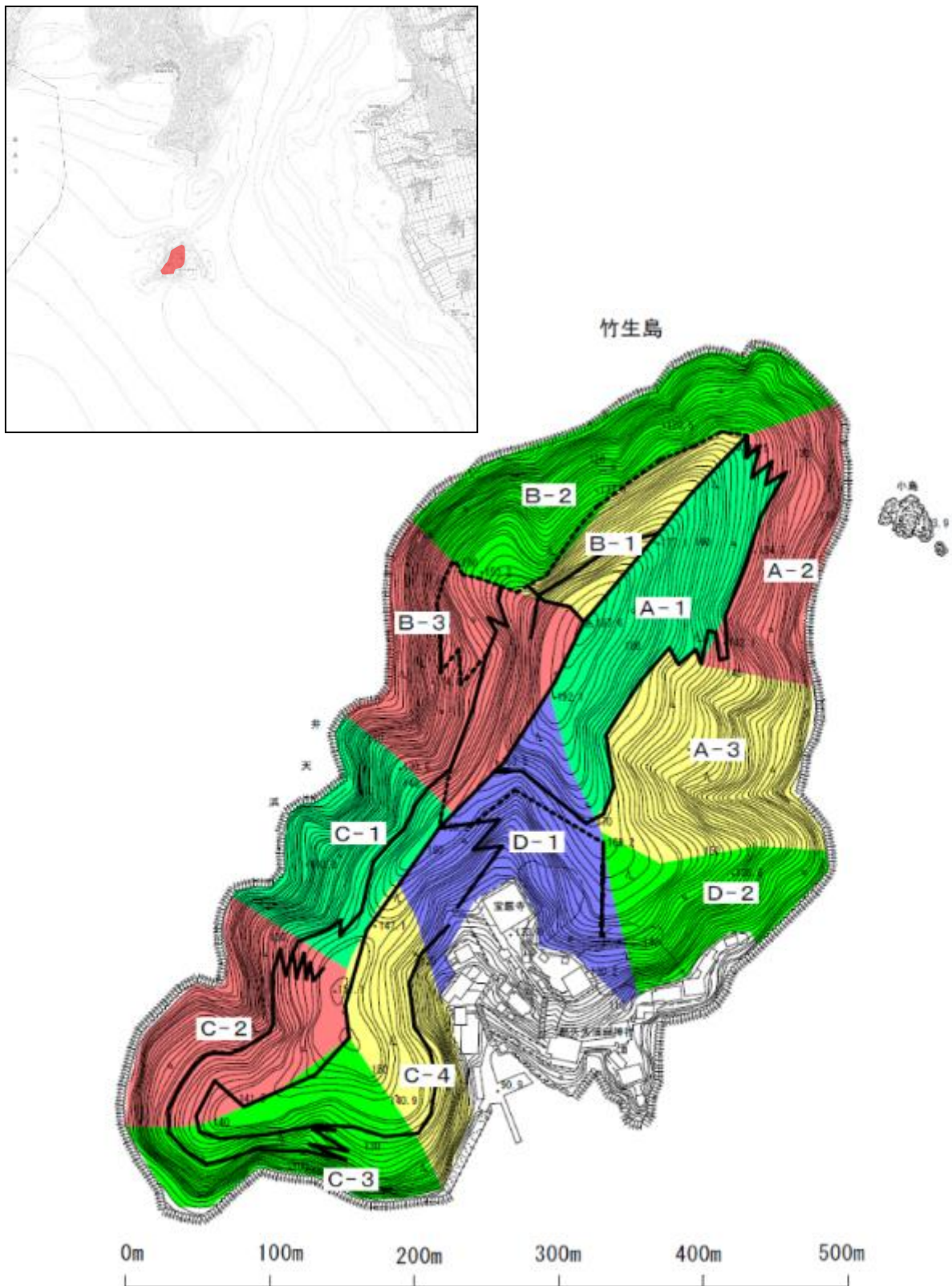
- (1) 捕獲状況日報
- (2) 捕獲日ごとの使用弾数および捕獲個体の情報調査票
- (3) 捕獲回収個体の情報および数量確認写真
- (4) 捕獲状況の写真
- (5) 銃弾購入伝票、船の借り上げ伝票
- (6) その他必要とする書類

## 8 留意事項

全般	<ol style="list-style-type: none"><li>① 鳥類の捕獲に精通した捕獲員を編成すること。</li><li>② カワウの営巣状況や天候その他の状況に臨機応変に対応し、効率的かつ安全な捕獲体制を整えること。</li><li>③ 捕獲作業実施の決定は委託者と協議のうえ行い、中止する場合は関係機関へ速やかに連絡すること。</li><li>④ 捕獲期間中は、注意を促す警告看板を必要な箇所に設置すること。</li></ol>
----	---

捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 銃器捕獲にあたっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法等、関係法令を遵守すること。</li> <li>② 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画に記載されたカワウ管理の方針に従い、業務を行うこと。</li> <li>③ 捕獲現場には捕獲監督員を配置し、捕獲従事者および関係者に対して、安全かつ適正な作業実施を指導すること。</li> <li>④ 当該業務は捕獲目標を達成することが目的ではなく、県内のカワウ被害低減に資することが目的であることを十分に理解し捕獲に当たること。</li> <li>⑤ 繁殖時期のカワウを捕獲する際は親鳥を中心に捕獲し、むやみに雛鳥を捕獲しないこと。ただし、アニマルウェルフェアの観点から両親を捕獲した場合はその雛鳥も捕獲することとする。</li> <li>⑥ 捕獲行為によりカワウの分布が分散する恐れがあるため、影響を最小限にとどめるよう配慮すること。</li> <li>⑦ 捕獲作業中に捕獲区域に部外者が侵入した場合、捕獲監督員はこれを区域外に安全に退去させるとともに、一時的に捕獲作業を中止させるなど必要な安全対策を講じること。</li> <li>⑧ 竹生島の社寺周辺で銃器捕獲を行う場合は、午前9時までとする。</li> <li>⑨ 学習船「うみのこ」運行時は、周辺到着30分前には捕獲作業を休止し、同船が離れたことを確認後に捕獲作業を再開すること。</li> <li>⑩ 半矢となった個体が周辺陸地に飛来、歩行することがないように細心の注意を払うこと。</li> <li>⑪ 銃器を使用する際は、健全な樹木への照準、発砲を行わないこと。また、移動の際も健全な森林を傷つけないこと。</li> <li>⑫ 散弾実包の空薬きょうはできる限り回収し、適切に処分すること。</li> </ul>
回収	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 陸地で捕殺された個体については、十分に地形を把握し安全を確認のうえ、できる限り回収に努めること。また、琵琶湖上に落ちた個体は沈下する場合がありますので早期回収に努めること。</li> </ul>
処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 捕獲回収した個体は焼却もしくは埋設処分すること。焼却処分する場合は湖北広域行政事務センター（クリスタルプラザ）等に搬入すること。また埋設処分する場合は委託者の指示に従い適切に行うこと。</li> <li>② 委託者が検体として個体を研究機関等へ提供する場合は、委託者の指示により受託者はこれに協力すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 報道機関等の取材や関係機関による調査研究のため捕獲中止等の依頼があった場合は、委託者の指示により受託者はこれに協力すること。</li> <li>② 業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する管理技術者を配するものとし、管理技術者は業務の全般にわたり技術的管理を行うこと。</li> <li>③ 仕様書に明示のない事項については、委託者とその都度協議して定めるものとする。</li> </ul>

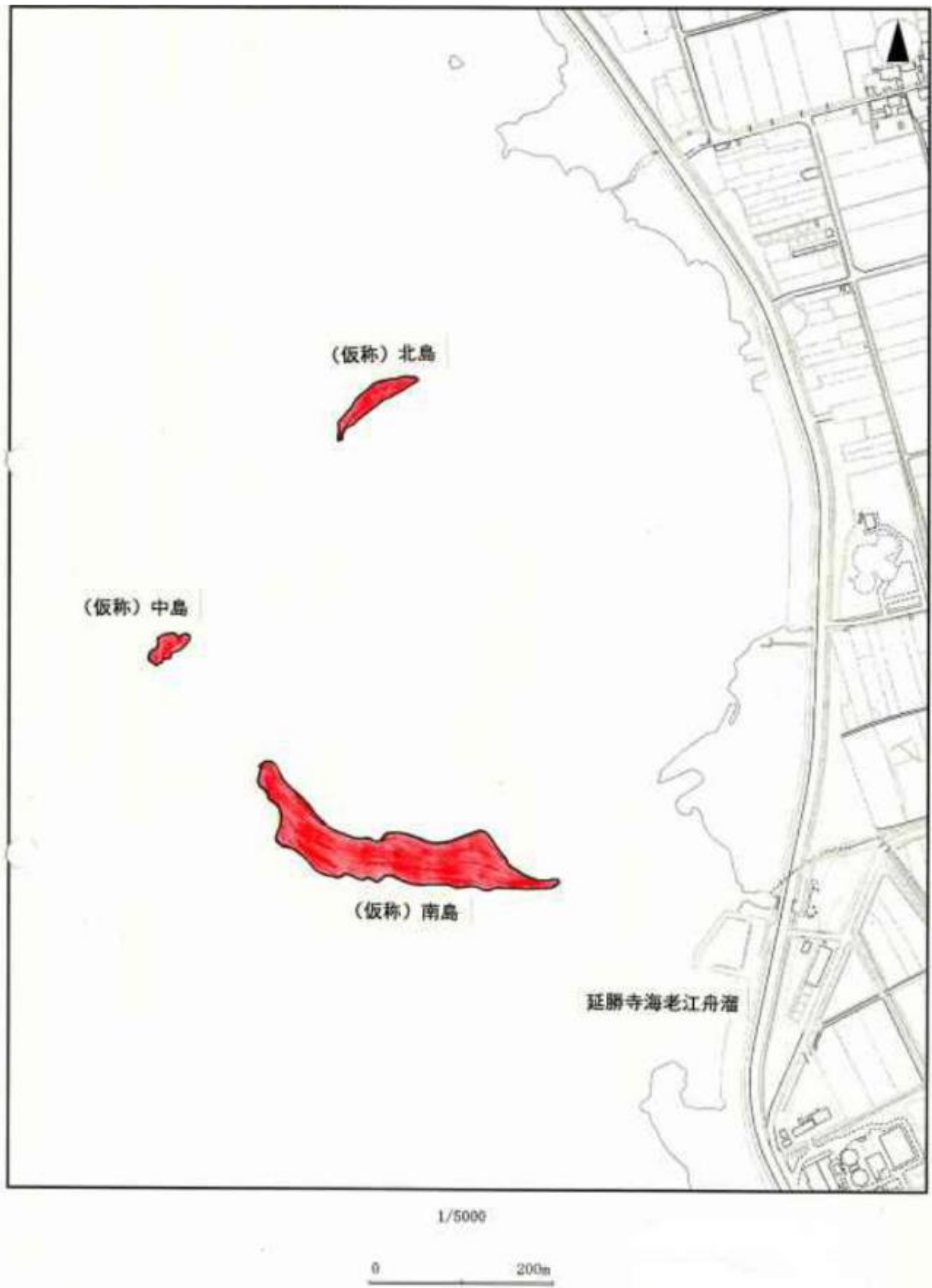
実施区域図1 竹生島（長浜市早崎町）



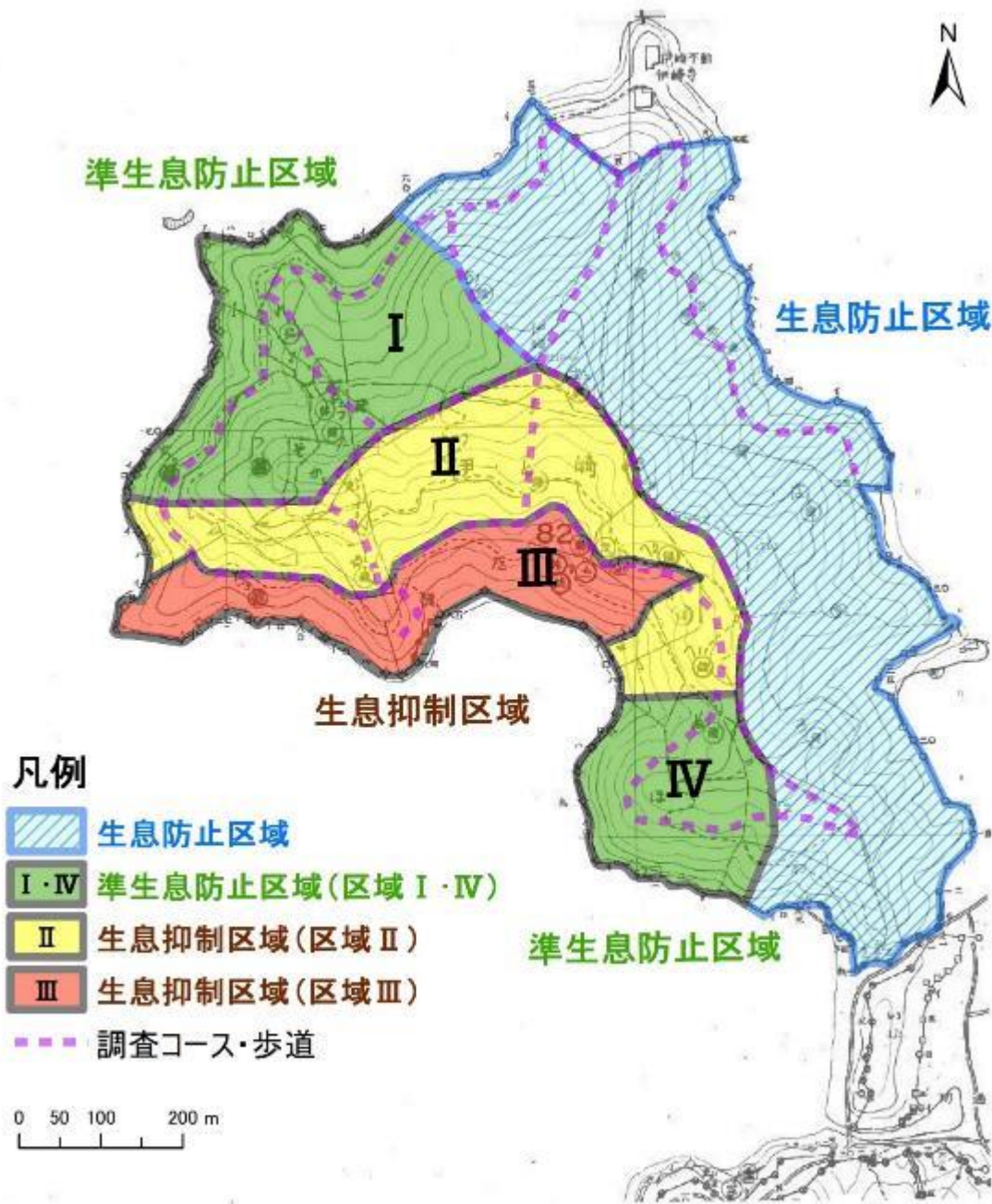
実施区域図2 葛籠尾崎（長浜市西浅井町菅浦、長浜市湖北町延勝寺、長浜市高月町片山）



実施区域図3 奥の洲（長浜市湖北町延勝寺）



実施区域図4 伊崎半島（近江八幡市沖島町）



(滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）抜粋)